

後期基本計画体系修正案対比表

1. あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち	1
2. すべての人が地域で共に生きていけるまち	2
3. 子どもを共に育むまち	4
5. みどりのネットワークを形成する環境のまち	5
6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち	6
7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち	9
8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち	10

後期基本計画体系修正案対比表

(参加・協働)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 1. あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち</p>	<p>地域づくりの方向 1. あらゆる主体が参画しながら、まちづくりを実現していくまち</p>	
<p>政策 1-1. 参加と協働の基盤づくり 参加と協働によるまちづくりを推進するため、区民、NPO、企業、町会をはじめとする地域の多様な主体が情報や課題を共有し、協議する場や機会を設けるとともに、区民や各主体の活動の活発化、相互交流の拡大をはかる環境を整備します。</p>	<p>政策 1-1. 参加と協働の基盤づくり 参加と協働によるまちづくりを推進するため、区民、NPO、企業、町会をはじめとする地域の多様な主体が情報や課題を共有し、協議する場や機会を設けるとともに、区民や各主体の活動の活発化、相互交流の拡大をはかる環境を整備します。</p>	<p>第三回審議会 寺田委員発言 外国人との共生はいいとして、協働の観点から「外国人」という言い回しは必要ではないか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>「区民」の中には来街者や就業者、外国人も含まれていると解釈しているため、修正は行わない</p> </div>
<p>施策の方向 ①地域活動の活性化と連携の促進 参加と協働によるまちづくりの基盤となる、<u>多様な区民と地域団体のネットワークづくりや「地域協議会」の導入に向けた検証を行うなど</u>、区民の地域活動への参加意識を高める環境整備を進めます。</p>	<p>施策の方向 ①地域活動の活性化と連携の促進 参加と協働によるまちづくりの基盤となる「地域協議会」の設置を推進するとともに、区民の地域活動への参加意識を高める環境整備を進めます。</p>	<p>第三回審議会 柳田委員発言 地域活動の活性化と連携の促進と口当たりのいい言葉が書いてあるが「地域協議会」という表現は残してほしい。</p>
<p>②協働の仕組みづくり 様々な主体が公共的サービスの担い手となる「新しい公共」の実現を目指し、地縁団体やNPOなどの公益的活動への支援や区との協働に向けた取り組みについて、仕組みづくりを進めます。</p>	<p>②協働の仕組みづくり 様々な主体が公共的サービスの担い手となる「新しい公共」の実現を目指し、地縁団体やNPOなどの公益的活動への支援や区との協働に向けた取り組みについて、仕組みづくりを進めます。</p>	
<p>③地域住民の交流の促進 「地域区民ひろば」を地域活動の拠点として整備し、多様な地域活動や世代を超えた交流を促進するとともに、住民主体の自主運営化を推進して、地域コミュニティの活性化を図ります。</p>	<p>③地域住民の交流の促進 「地域区民ひろば」を地域活動の拠点として整備し、多様な地域活動や世代を超えた交流を促進するとともに、住民主体の自主運営化を推進して、地域コミュニティの活性化を図ります。</p>	
<p>政策 1-2. 地域力の再生 地域環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、次第に弱くなってきた地域の力を再生していくため、地域活動団体等への支援を充実、強化し、地域住民自らが課題へ取り組み、解決することができる地域社会を実現します。</p>	<p>政策 1-2. 地域力の再生 地域環境の変化やライフスタイルが多様化する中で、次第に弱くなってきた地域の力を再生していくため、地域活動団体等への支援を充実、強化し、地域住民自らが課題へ取り組み、解決することができる地域社会を実現します。</p>	
<p>①地域を担う人材・団体の育成 地域住民の主体的な活動を支援するとともに、地域団体の充実・強化を図り、地域活動の担い手の育成を推進します。</p>	<p>①地域を担う人材・団体の育成 地域住民の主体的な活動を支援するとともに、地域団体の充実・強化を図り、地域活動の担い手の育成を推進します。</p>	
<p>②地域の課題解決力の向上 人材やネットワークといった地元資源を活かし、地域自前で課題の解決に取り組むことができる環境を整備します。</p>	<p>②地域の課題解決力の向上 人材やネットワークといった地元資源を活かし、地域自前で課題の解決に取り組むことができる環境を整備します。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(福祉)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 2. すべての人が地域で共に生きていけるまち</p>	<p>地域づくりの方向 2. すべての人が地域で共に生きていけるまち</p>	
<p>(2)地域での自立生活支援</p> <p>高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、利用者の多様なニーズに対応できる在宅サービスの充実とともに、入所型施設等の基盤整備も重要な課題となっています。 利用者の自立支援と社会参加を促進するための取り組みをすすめ、高齢者や障害者など誰もが地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。</p> <p>①高齢者・障害者への自立支援の強化</p> <p>高齢化が進展するなか、とりわけ高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。 介護保険法や障害者自立支援法の改正などの動向を踏まえ、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える支援サービスの充実を図ります。</p> <p>②介護予防の推進</p> <p>生活機能を維持して要介護状態になることをできる限り防ぎ、健康寿命を伸ばしていくために、介護予防の取り組みが必要となっています。 介護予防の普及啓発を図るとともに、多様な介護予防事業を展開し、地域に根ざした介護予防活動が行われるよう支援していきます。</p> <p>③社会参加の促進</p> <p>高齢者や障害者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるような支援が求められています。 年齢や障害の有無にかかわらず、自己実現のための文化活動などの社会参加ができる環境整備をすすめます。</p> <p>④施設サービス等の基盤整備</p> <p>高齢化の進展等に伴い、施設等の利用希望者が増加しています。 施設サービス等の量的確保や質的向上に向けて、多様な事業者の参入を促進するため、支援策の充実を図ります。</p>	<p>(2)地域での自立生活支援</p> <p>高齢になっても障害があっても、住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、利用者の多様なニーズに対応できる在宅サービスの充実とともに、入所型施設等の基盤整備も重要な課題となっています。 利用者の自立支援と社会参加を促進するための取り組みをすすめ、高齢者や障害者など誰もが地域で安心して暮らせる地域社会の実現をめざします。</p> <p>①高齢者・障害者への自立支援の強化</p> <p>高齢化が進展するなか、とりわけ高齢者人口に占める一人暮らし高齢者の割合が高くなっています。 介護保険法や障害者自立支援法の改正などの動向を踏まえ、高齢者や障害者の地域での自立生活を支える支援サービスの充実を図ります。</p> <p>②介護予防の推進</p> <p>生活機能を維持して要介護状態になることをできる限り防ぎ、健康寿命を伸ばしていくために、介護予防の取り組みが必要となっています。 介護予防の普及啓発を図るとともに、多様な介護予防事業を展開し、地域に根ざした介護予防活動が行われるよう支援していきます。</p> <p>③社会参加の促進</p> <p>高齢者や障害者が住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れるような支援が求められています。 年齢や障害の有無にかかわらず、自己実現のための文化活動などの社会参加ができる環境整備をすすめます。</p> <p>④施設サービス等の基盤整備</p> <p>高齢化の進展等に伴い、施設等の利用希望者が増加しています。 施設サービス等の量的確保や質的向上を図るため、多様な事業者の参入を促進するとともに、支援策を充実します。</p>	
<p>⑤生活困窮者等への自立支援の強化</p> <p>近年、若年層の生活保護受給者が増加するなど生活困窮者等への自立支援が大きな課題となっています。 支援を必要とする人が安心して地域生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用とあわせ、支援策の充実を図ります。</p>	<p>⑤ソーシャルインクルージョンの推進</p> <p>近年、若年層の生活保護受給者が増加するなど生活困窮者等への自立支援が大きな課題となっています。 支援を必要とする人が安心して地域生活を送れるよう、社会保障制度の適切な運用とあわせ、支援策の充実を図ります。</p>	<p>第2回審議会 原田会長発言 「ソーシャルインクルージョン」区民に親和的ではないので文言の訂正をお願いしたい 小林委員発言 ・「ソーシャルインクルージョン」という言葉は具体的に何を指しているのか示してほしい 今、問題なのは若年層の失業、雇用対策と考えるが区としてはやらないのか ・ワーキングプアを作らないような施策をお願いしたい。</p>

後期基本計画体系修正案対比表

(健康)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 2. すべての人が地域で共に生きていけるまち</p>	<p>地域づくりの方向 2. すべての人が地域で共に生きていけるまち</p>	
<p>政策 (3)健康 メタボリックシンドローム対策や生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防に加えて、生活習慣を見直し、生涯にわたって健康を増進して、疾病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するために関係機関と連携強化を図ります。</p>	<p>政策 (3)健康 メタボリックシンドローム対策や生活習慣病の早期発見・早期治療などの二次予防に加えて、生活習慣を見直し、生涯にわたって健康を増進して、疾病の発病を予防する一次予防に重点を置いた対策を推進します。また多様化する新たな保健課題や健康危機管理へ対応するために関係機関と連携強化を図ります。</p>	
<p>①健康づくりの推進 区民一人ひとりがメタボリックシンドロームや生活習慣病などにならないよう、またたとえ病気や加齢による障害があったとしても、できる限り病気や加齢による障害が進行しないように、各人が個性や能力に応じた日頃からの健康づくりが重要です。 こうした個人の力と併せて区や関係団体、地域が区民の主体的な健康づくりを支援し、すべての区民が健康で心豊かに暮らせる健康なまちの実現をめざします。</p>	<p>①健康づくりの推進 区民一人ひとりがメタボリックシンドロームや生活習慣病などにならないよう、またたとえ病気や加齢による障害があったとしても、できる限り病気や加齢による障害が進行しないように、各人が個性や能力に応じた日頃からの健康づくりが重要です。 こうした個人の力と併せて区や関係団体、地域が区民の主体的な健康づくりを支援し、すべての区民が健康で心豊かに暮らせる健康なまちの実現をめざします。</p>	
<p>②がん対策の推進 区民の死亡原因の第一位ががんである現状をふまえ、がん予防・がんに関する知識の普及啓発、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策の推進による健康で安心なまちづくりをめざします。</p>	<p>②がん対策の推進 区民の死亡原因の第一位ががんである現状をふまえ、がん予防・がんに関する知識の普及啓発、がんの早期発見・早期治療のためのがん検診の受診勧奨、またがん患者及び家族への支援等の総合的ながん対策の推進による健康で安心なまちづくりをめざします。</p>	
<p>③多様化する保健課題への対応 メタボリックシンドロームの予防や女性特有の健康問題をはじめとし、母子を取り巻く厳しい育児環境から発生する育児不安やアレルギー性疾患の増加・様々なストレスの増加に伴う心の健康問題・減少しない自殺者など健康を取り巻く問題は複雑化かつ多様化しています。 成人保健・精神保健・母子保健・歯科保健・公害保健など新たな健康課題に即応した保健施策を推進します。</p>	<p>③多様化する保健課題への対応 メタボリックシンドロームの予防や女性特有の健康問題をはじめとし、母子を取り巻く厳しい育児環境から発生する育児不安やアレルギー性疾患の増加・様々なストレスの増加に伴う心の健康問題・減少しない自殺者など健康を取り巻く問題は複雑化かつ多様化しています。 成人保健・精神保健・母子保健・歯科保健・公害保健など新たな健康課題に即応した保健施策を推進します。</p>	
<p>④健康危機管理 区民の生命と健康の安全を脅かす健康危機発生に備え、感染症発生時対応・多剤耐性結核の問題・HIV感染者の増加、医薬品医療機器等の安全・食中毒や健康食品等の食品安全・飲料水の安全などの問題への対応、さらに重大な健康危機として、災害や生物テロ・新型インフルエンザ等への対応が求められています。 安全な生活環境の確保と予防接種等の健康対策を推進するとともに、健康危機発生の予防や被害の拡大防止・被害者の心のケア等のために迅速に対応できるよう関係機関との連携の下に健康危機管理体制を整備します。</p>	<p>④健康危機管理 区民の生命と健康の安全を脅かす健康危機発生に備え、感染症発生時対応・多剤耐性結核の問題・HIV感染者の増加、医薬品医療機器等の安全・食中毒や健康食品等の食品安全・飲料水の安全などの問題への対応、さらに重大な健康危機として、災害や生物テロ・新型インフルエンザ等への対応が求められています。 安全な生活環境の確保と健康対策を推進するとともに、健康危機発生の予防や被害の拡大防止・被害者の心のケア等のために迅速に対応できるよう関係機関との連携の下に健康危機管理体制を整備します。</p>	<p>第2回審議会 小林議員発言 予防接種を文言として明確に入れてほしい</p>
<p>⑤地域医療の充実 高齢化、核家族化の進展や疾病構造の変化等により、救急医療の需要は増加傾向にあり、小児救急をはじめ救急医療体制の充実は課題となっています。 子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するとともに、都と医療関係機関と連携して患者中心の医療を実現します。 また、区民が誰でも安心して在宅で医療を受けることができるよう、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進します。</p>	<p>⑤地域医療の充実 高齢化、核家族化の進展や疾病構造の変化等により、救急医療の需要は増加傾向にあり、小児救急をはじめ救急医療体制の充実が課題となっています。 子どもから高齢者まで、誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を受けられる体制づくりを推進するとともに、都と医療関係機関と連携して患者中心の医療を実現します。 また、区民が誰でも安心して在宅で医療を受けることができるよう、医療・介護・看護が連携した体制づくりを推進します。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(教育)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 3. 子どもを共に育むまち</p>	<p>地域づくりの方向 3. 子どもを共に育むまち</p>	
<p>政策 (3) 幼児教育 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭と幼稚園・保育園等が十分な連携を図り、地域の協力を得て、幼児の望ましい発達を促していく教育環境を整備します。</p>	<p>政策 (3) 幼児教育 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、家庭と幼稚園・保育園等が十分な連携を図り、地域の協力を得て、幼児の望ましい発達を促していく教育環境を整備します。</p>	
<p>① 幼児教育の振興 幼稚園・保育園では幼児期の特性を踏まえた教育・保育を実践し「生きる力」の芽生えを築くとともに、その後の学校教育の基礎が培われるよう内容を充実します。また、保護者のニーズや社会の変化を的確に捉え、家庭における幼児期の教育を支援していきます。</p>	<p>① 幼児教育の振興 幼稚園・保育園では幼児期の特性を踏まえた教育・保育を実践し「生きる力」の芽生えを築くとともに、その後の学校教育の基礎が培われるよう内容を充実します。また、保護者のニーズや社会の変化を的確に捉え、家庭における幼児期の教育を支援していきます。</p>	
<p>(4) 学校における教育 将来の社会を担う大切な子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学校教育の根幹である教師力を向上させ、知識基盤社会に生きる子どもたちを支える質の高い教育環境を整備します。</p>	<p>(4) 学校における教育 将来の社会を担う大切な子どもたちの「生きる力」を育むとともに、学校教育の根幹である教師力を向上させ、知識基盤社会に生きる子どもたちを支える質の高い教育環境を整備します。</p>	<p>第二回審議会 原田会長発言「ビジョンには「としまの子」とあるが、具体的に他区とどう違うかという点はないのか」</p>
<p>① 「生きる力」を育む教育の推進 児童・生徒の学ぶ意欲を高め、知識・技能の習得・活用・探究型の学習、道徳教育や様々な体験活動、運動・食事、規則正しい生活習慣・学習習慣の定着等を推進します。そうした取り組みにより、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」を調和的にはぐくみ、「生きる力」の育成を図ります。また、意図的・計画的な人材育成により、学校教育の根幹である教師力の向上を図ります。</p>	<p>① 「生きる力」を育む教育の推進 児童・生徒の学ぶ意欲を高め、知識・技能の習得・活用・探究型の学習、道徳教育や様々な体験活動、運動・食事、規則正しい生活習慣・学習習慣の定着等を推進します。そうした取り組みにより、「確かな学力」「豊かな人間性」「健やかな心と体」を調和的にはぐくみ、「生きる力」の育成を図ります。また、意図的・計画的な人材育成により、学校教育の根幹である教師力の向上を図ります。</p>	<p>修正なし 「未来を切り拓くとしまの子の育成」については、幼児期から中学校までの連携教育プログラムの開発、日本一の高密都市豊島区における都市型の環境教育の推進、ICT活用能力の育成、小学校1年生からの英語活動などがあるが、具体的な実施施策は①幼児教育の振興、①「生きる力」を育む教育の推進に含まれる。</p>
<p>② 魅力ある学校づくり 学校運営や教育活動の公開を推進し、学校運営連絡協議会の開催、保護者アンケートの実施等により地域・保護者の学校教育への参画を促します。また、地域の特性や児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。</p>	<p>② 魅力ある学校づくり 学校運営や教育活動の公開を推進し、学校運営連絡協議会の開催、保護者アンケートの実施等により地域・保護者の学校教育への参画を促します。また、地域の特性や児童・生徒の実態に応じた特色ある学校づくりを推進します。</p>	
<p>③ 教育環境の整備 子どもたちの知的な好奇心や探究心を育み、知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するために、学校図書館、学校情報環境等を整備するとともに、老朽化した校舎の計画的な改築、エコスクール化など教育環境を整備・充実します。</p>	<p>③ 教育環境の整備 子どもたちの知的な好奇心や探究心を育み、知・徳・体の調和的な成長を促す教育活動を展開するために、学校図書館、学校情報環境等を整備するとともに、老朽化した校舎の計画的な改築、エコスクール化など教育環境を整備・充実します。</p>	<p>修正なし 教育分野では、記述済み 3行目の「学校内・外の」を削除したい。</p>
<p>④ 安全・安心な学校づくり 災害・犯罪・学校内外の事故などあらゆる場面を想定し、学校・家庭・地域が一体となった安全・安心の活動を展開するとともに、セーフコミュニティの視点に立った対策にも取り組み、安全体制の確立に努めます。</p>	<p>④ 安全・安心な学校づくり 災害・犯罪・学校内外の事故などあらゆる場面を想定し、学校・家庭・地域が一体となった安全・安心の活動を展開するとともに、セーフコミュニティの視点に立った対策にも取り組み、学校内・外の安全体制の確立に努めます。</p>	<p>第二回審議会 宮崎委員発言「いじめへの対策も大切だが、通学路などの安全対策についての記述も大切ではないか」</p>
<p>(5) 地域における教育 子どもの教育の第一義的な責任は家庭にあることをふまえ、家庭がその本来の役割と責任を果たすことができるよう、家庭における教育を支援していく体制をつくとともに、学校、家庭及び地域が連携・協力して子どもたちの育成にあたります。</p>	<p>(5) 地域における教育 子どもの教育の第一義的な責任は家庭にあることをふまえ、家庭がその本来の役割と責任を果たすことができるよう、家庭における教育を支援していく体制をつくとともに、学校、家庭及び地域が連携・協力して子どもたちの育成にあたります。</p>	<p>第二回審議会 小林委員発言「昔は地域の学校ということを重視していたが、今は隣接校選択制で地域とのかかわりが薄くなっている。考え方としては、これを変えるつもりはないのか」</p>
<p>① 家庭教育の支援 身近な子育てモデルを持たず、また子育ての相談をする相手もない親世代や、経済性・効率性が優先される社会で、時間や心のゆとりをもって子どもと向き合うことが困難になっている家庭の増加等に対応するため、地域の協力を得て、家庭教育に関する啓発を進め、共通理解や協同化を促進します。</p> <p>「幼稚園・学校・教育委員会、地域・家庭は、ともに心と力を合わせ、助け合って子どもを育て、見守る」の意味から「協同」と表記</p>	<p>① 家庭教育の支援 身近な子育てモデルを持たず、また子育ての相談をする相手もない親世代や、経済性・効率性が優先される社会で、時間や心のゆとりをもって子どもと向き合うことが困難になっている家庭の増加等に対応するため、地域の協力を得て、家庭教育に関する啓発を進め、共通理解や</p>	<p>修正なし 平成21年度に実施した「隣接校選択制の検証」報告書にあるとおり、今後も教育ビジョン改定のつど検証を行う。</p>
<p>② 学校、家庭及び地域の連携協力 学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協力し、子どもたちの規範意識や地域社会の一員としての自覚を育てるとともに、PTAや青少年健全育成団体を中心に大学・企業・NPO等とも連携しながら、地域の教育力によって、様々な課題の解決を図ります。</p>	<p>② 学校、家庭及び地域の連携協力 学校、家庭及び地域がそれぞれの役割と責任のもとに連携・協力し、子どもたちの規範意識や地域社会の一員としての自覚を育てるとともに、PTAや青少年健全育成団体を中心に大学・企業・NPO等とも連携しながら、地域の教育力によって、様々な課題の解決を図ります。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(環境)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 5. みどりのネットワークを形成する環境のまち</p>	<p>地域づくりの方向 5. みどりのネットワークを形成する環境のまち</p>	
<p>政策 (2)環境の保全 地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。 区民、事業者、行政が一体となって環境管理の仕組みを整備し、定着を図るとともに、地域の美化についての取組みを推進します。</p> <p>①都市公害の防止 区内の幹線道路沿道や交通量の多い交差点での騒音や二酸化窒素などの環境基準の達成状況は厳しい状況で推移しています。こうした中、東京都では環境確保条例(略称)により、ディーゼル車に対する規制を平成18年4月から強化しています。 多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。</p> <p>②低炭素地域社会の実現 温暖化の進行により、温室効果ガスの削減は緊急に取り組むべき課題となっています。削減には、都市基盤の整備を通じた取組み、業務部門と家庭部門を中心とする事業者、区民への支援、さらには、豊島区自身の率先行動が特に重要となります。 あらゆる区の施策に低炭素地域社会実現の視点を取り入れていくとともに、区民・事業者、国・東京都と力を合わせて、温室効果ガスの削減を目指します。</p> <p>③環境まちづくり 高密度都市としてヒートアイランド対策に積極的に取り組むとともに、そうした区民の身近な環境への関心を高めるために、省エネルギーや地域環境の保全に関する啓発など環境教育に積極的に取り組みます。区の活動だけでなく、身近な環境への意識の向上を図るため区民の多様で主体的な取組みへの支援を通じて、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。</p> <p>④地域美化の推進 街の美化に対する区民の関心、要望が高まりを見せる中、区民等との協働による啓発活動や環境美化活動への取組みが進んでいます。 街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。 また、路上喫煙を防止するための施策についても取り組んでいきます。</p>	<p>政策 (2)環境の保全 地球温暖化対策など、地球環境に対する区民の関心が高まる中、人と自然が調和した環境への負荷の少ない環境重視の都市づくりを目指します。 区民、事業者、行政が一体となって環境管理の仕組みを整備し、定着を図るとともに、地域の美化についての取組みを推進します。</p> <p>①都市公害の防止 区内の幹線道路沿道や交通量の多い交差点での騒音や二酸化窒素などの環境基準の達成状況は厳しい状況で推移しています。こうした中、東京都では環境確保条例(略称)により、ディーゼル車に対する規制を平成18年4月から強化しています。 多様化する都市公害に対応し、安全で健康な生活環境を確保するため、規制・誘導をすすめ、環境基準の達成を目指します。</p> <p>②低炭素地域社会の実現 温暖化の進行により、温室効果ガスの削減は緊急に取り組むべき課題となっています。削減には、区民、事業者それぞれの行動が必要であり、支援に向けて施策を推進します。</p> <p>③環境まちづくり 高密度都市としてヒートアイランド対策に積極的に取り組むとともに、そうした区民の身近な環境への関心を高めるために、省エネルギーや地域環境の保全に関する啓発など環境教育に積極的に取り組みます。区の活動だけでなく、身近な環境への意識の向上を図るため区民の多様で主体的な取組みへの支援を通じて、環境に配慮された活力あふれる持続可能な都市の実現を目指します。</p> <p>④地域美化の推進 街の美化に対する区民の関心、要望が高まりを見せる中、区民等との協働による啓発活動や環境美化活動への取組みが進んでいます。 街の美化に対する区民の意識の向上を図るとともに、区民・事業者・団体等との連携による地域一体となった環境美化を推進します。</p>	<p>第三回審議会 蟹江委員発言 低炭素地域社会の実現は、他の施策ともリンクしており、その旨記載すべきではないか。</p>
<p>(3)リサイクル・清掃事業の推進 資源循環型社会の構築を目指して「3R」を推進する施策を展開し、さらなるごみの減量と限りある資源を有効に活用することにより、廃棄物による環境への負荷を軽減します。 また、区民、事業者、行政3者が協働して役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進めます。</p>	<p>(3)リサイクル・清掃事業の推進 資源循環型社会の構築を目指して「3R」を推進する施策を展開し、さらなるごみの減量と限りある資源を有効に活用することにより、廃棄物による環境への負荷を軽減します。 また、区民、事業者、行政3者が協働して役割分担を明確にしつつ、廃棄物の発生抑制や再資源化、適正な処理を進めます。</p>	
<p>①3Rの推進 近年、区内のごみ量は資源回収の充実、リサイクル意識の向上などにより、人口が増加しているにもかかわらず減少傾向となっています。さらなる資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって3R(リデュース、リユース、リサイクル)を地域の中に広げ、取</p> <div data-bbox="403 1633 1590 1822" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>3Rについての記載がある各論編及び概要版において、下記の説明を付記。</p> <p>* 3R(スリーアール) 廃棄物の発生抑制 Reduce(リデュース)、再使用 Reuse(リユース)、再生利用 Recycle(リサイクル)の3つの用語の頭文字をとったもの。</p> </div>	<p>①ごみ減量・3Rの推進 近年、区内のごみ量は資源回収の充実、リサイクル意識の向上などにより、人口が増加しているにもかかわらず減少傾向となっています。さらなる資源循環型社会の構築をめざし、ごみ減量・リサイクルの推進、再生品の使用等に関する意識啓発に努めるとともに、区民・事業者・行政が一体となって3Rを地域の中に広げ、取り組んでいきます。</p>	<p>第三回審議会 原田会長発言 3Rは知らない方が多いのではないか。 蟹江委員発言 3Rは日本発祥で世界で使われている用語であり、分かりやすく説明すれば記載してよいのではないか。 第六回審議会 蟹江委員発言 3Rに「減量」が含まれているので、「ごみ減量」は重複する記載ではないか。</p>
<p>②資源循環型清掃事業の推進 最終処分場の残容量のひっ迫、天然資源枯渇への懸念、環境負荷の低減への要請等、清掃事業を巡る状況は大きく変化しています。一方で地域においては地域実態に応じて、きめ細やかなリサイクル清掃事業が求められています。これらを踏まえ廃棄物を適正かつ効果的に処理し、再利用可能なものの資源化に取り組むことにより、資源循環型清掃事業を実施します。</p>	<p>②資源循環型清掃事業の推進 最終処分場の残容量のひっ迫、天然資源枯渇への懸念、環境負荷の低減への要請等、清掃事業を巡る状況は大きく変化しています。一方で地域においては地域実態に応じて、きめ細やかなリサイクル清掃事業が求められています。これらを踏まえ廃棄物を適正かつ効果的に処理し、再利用可能なものの資源化に取り組むことにより、資源循環型清掃事業を実施します。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(街づくり)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	
<p>政策 (1) 魅力あるまちづくりの推進 各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能を持ったまちをつくります。 そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。 区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、地球温暖化とユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。</p>	<p>政策 (1) 魅力あるまちづくりの推進 各種の都市計画制度を活用しながら、区民が快適に安心して生活でき、かつ、多彩で個性的な機能を持ったまちをつくります。 そのため、それぞれの地域において、地域特性に応じたまちづくりをすすめます。地域の歴史性に配慮し、地域の特性を踏まえたまちづくりをすすめていきます。地域の生活拠点として機能している駅の周辺は、地域特性を生かした育成・整備をすすめます。また、池袋副都心においては、積極的に都市機能を充実し、都市全体の魅力と活力を高めます。 区民、事業者等の参加と協働のもとに、愛着と誇りを感じられる街並みの形成を進め、ユニバーサルデザインに配慮した人にやさしい快適な環境を将来の世代に引き継いでいきます。</p>	<p>第三回審議会 蟹江委員発言 低炭素地域社会の実現は、他の施策ともリンクしており、その旨記載すべきではないか。</p>
<p>施策の方向 ① 秩序ある市街地更新 企業所有地等の活用や建築規制の緩和等により、居住機能の回帰がすすみ、住居系高層建築物の建設が拡大する傾向にあります。 市街地整備にあたっては、用途地域等の指定や地区計画等を活用して、住居系地域では良好な居住環境の保全を図るとともに、商業・業務と住居等が混在する複合市街地では、土地利用の適切な調和を図っていきます。 また、池袋副都心や地区の中心地では、市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめるとともに環境都市づくりへの取組を促進し、商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。</p>	<p>施策の方向 ① 秩序ある市街地更新 企業所有地等の活用や建築規制の緩和等により、居住機能の回帰がすすみ、住居系高層建築物の建設が拡大する傾向にあります。 市街地整備にあたっては、用途地域等の指定や地区計画等を活用して、住居系地域では良好な居住環境の保全を図るとともに、商業・業務と住居等が混在する複合市街地では、土地利用の適切な調和を図っていきます。 また、池袋副都心や地区の中心地では、市街地再開発等の都市開発諸制度を活用し、基盤整備をすすめるながら商業・業務機能の秩序ある発展をすすめます。</p>	
<p>② 個性ある快適なまちづくり 街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かすとともに、人にやさしいまちづくりを推進しながら、個性ある快適なまちの形成を図ります。 区民や事業者との参加と協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりをすすめ、次代に引き継いでいきます。</p>	<p>② 個性ある快適なまちづくり 街並みや景観はもとより、自然、文化、歴史、にぎわいなどの地域財産を生かすとともに、人にやさしいまちづくりを推進しながら、個性ある快適なまちの形成を図ります。 区民や事業者との参加と協働のもと、地域の特性を生かした愛着と誇りを感じられるまちづくりをすすめ、次代に引き継いでいきます。</p>	
<p>③ 池袋副都心の再生 池袋駅周辺地区は、駅を中心とした商業機能集積が高いため、駅周辺で訪れる人の活動が完結しがちで、池袋全体の発展へとつながっていません。 多様な手段・手法を活用し、広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として育成・整備をすすめていきます。 また、街を育てるエアーマネジメントの推進やユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、まちのシンボルとして、低床式路面電車(LRT)の導入や東京芸術劇場等の文化施設と連携した文化発信拠点の整備などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。</p>	<p>③ 池袋副都心の再生 池袋駅周辺地区は、駅を中心とした商業機能集積が高いため、駅周辺で訪れる人の活動が完結しがちで、池袋全体の発展へとつながっていません。 多様な手段・手法を活用し、広域的な商業業務、生活、交流、文化活動等の拠点として育成・整備をすすめていきます。 また、ユニバーサルデザインの理念に基づく都市環境を整備するとともに、まちのシンボルとして、低床式路面電車(LRT)の導入などを検討し、魅力的な副都心を創造していきます。</p>	<p>第三回審議会 仙浪委員発言 原田会長発言 西池袋エリアの記載がない。文化を感じるような記載を入れてはどうか。</p>
<p>④ 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり 21世紀を先導する建物にふさわしく、今世紀の最大の課題である環境対策に本格的に取り組み、最新の環境技術の積極的な導入によって、全国の環境対策のモデルとなる「環境庁舎」を実現します。 さらに、区民サービスの拠点として、また、区民のみなさんが気軽に訪れたいような区民利用の視点から新庁舎整備を進めます。 加えて、新庁舎建設は、池袋副都心の発展のリーディングプロジェクトと位置付けています。周辺のサンシャインシティや東池袋四丁目の再開発事業、さらには現庁舎地区の民間活用によって整備する公会堂とともに、池袋駅を中心に文化を核とした広範なまちづくりのネットワークの形成を推進します。</p>	<p>④ 新庁舎整備と現庁舎地活用による新たなまちづくり 21世紀を先導する建物にふさわしく、今世紀の最大の課題である環境対策に本格的に取り組み、最新の環境技術の積極的な導入によって、全国の環境対策のモデルとなる「環境庁舎」を実現します。 さらに、区民サービスの拠点として、また、区民のみなさんが気軽に訪れたいような区民利用の視点から新庁舎整備を進めます。 加えて、新庁舎建設は、池袋副都心の発展のリーディングプロジェクトと位置付けています。周辺のサンシャインシティや東池袋四丁目の再開発事業、さらには現庁舎地区の民間活用によって整備する公会堂とともに、池袋駅を中心に文化を核とした広範なまちづくりのネットワークの形成を推進します。</p>	
<p>⑤ 活力ある地域拠点の整備 区内には、JRをはじめ、さまざまな交通機関の拠点多く存在しています。 池袋以外の駅周辺地区では、地域の生活拠点として、すべての人が利用しやすいように駅の利便性の向上を図るとともに、地域の歴史や特性を生かした駅周辺の広場や歩行者空間などの整備を一体的に進めます。</p>	<p>⑤ 活力ある地域拠点の整備 区内には、JRをはじめ、さまざまな交通機関の拠点多く存在しています。 池袋以外の駅周辺地区では、地域の生活拠点として、すべての人が利用しやすいように駅の利便性の向上を図るとともに、地域の歴史や特性を生かした駅周辺の広場や歩行者空間などの整備を一体的に進めます。</p>	
<p>(2) 魅力ある都心居住の場づくり 人と環境にやさしい都心居住の実現をめざして、地域特性を踏まえた住まいづくりやライフスタイル・環境を大切にしたい住まいづくり、安全・安心の確保に加え、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善をすすめます。</p>	<p>(2) 魅力ある都心居住の場づくり 人と環境にやさしい都心居住の実現をめざして、地域特性を踏まえた住まいづくりやライフスタイル・環境を大切にしたい住まいづくり、安全・安心の確保に加え、良好な住宅ストックの形成に努めるとともに、市民の発意によるまちづくり活動を支援し、身近な住環境の改善をすすめます。</p>	
<p>① 安心な住まいづくり 住み替える必要が生じたときに、適切に住宅が確保できるよう、地域の住宅ストックの充実、住情報を提供していくとともに、不動産関連団体と協力し、住宅に困窮したときの十分なサポート体制を構築していきます。 区営住宅の活用、家賃助成など、住宅に困窮した場合の対応を充実していくとともに、身体機能が低下しても、住み慣れた地域に住み続けられるよう、ケア付き住宅の供給促進など福祉施策と連携した住宅を確保していきます。 区営住宅については、入居の適正化、入居機会の拡大、受益者負担の適正化などにより、公平化を図ります。また、都営住宅の移管などにより区営住宅の確保に努めていきます。 また、単身世帯、子育て世帯、高齢者世帯などのライフスタイルを大切にしたい住まいづくりをすすめていきます。</p>	<p>① 安心な住まいづくり 住み替える必要が生じたときに、適切に住宅が確保できるよう、地域の住宅ストックの充実、住情報を提供していくとともに、不動産関連団体と協力し、住宅に困窮したときの十分なサポート体制を構築していきます。 区営住宅の活用、家賃助成など、住宅に困窮した場合の対応を充実していくとともに、身体機能が低下しても、住み慣れた地域に住み続けられるよう、福祉と連携した住宅を確保していきます。 区営住宅については、入居の適正化、入居機会の拡大、受益者負担の適正化などにより、公平化を図ります。また、都営住宅の移管などにより区営住宅の確保に努めていきます。 また、単身世帯、子育て世帯、高齢者世帯などのライフスタイルを大切にしたい住まいづくりをすすめていきます。</p>	<p>第三回審議会 高橋委員発言 住宅施策と福祉施策の融合について、どのように考えているか。新たな視点として記載いただければと思う。 原田会長発言 福祉の視点から質の高い住宅を確保する視点を盛り込んでいただけたらと思う。</p>
<p>② 良質な住宅ストックの形成 建物の耐震化など災害に強い住まい、まちづくりをすすめていくとともに住宅の不燃化をすすめ、防災性を向上していきます。また、地域コミュニティと連携した防犯体制を育成していきます。 増え続ける高層マンションについては、建設時の公共貢献を求めるとともに地域との連携、良好なコミュニティの形成を促進していきます。 ユニバーサルデザインが普及し、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成を進めていくとともに、分譲マンション・賃貸マンション・戸建住宅の適切な維持管理をすすめていきます。 狭小な住戸を有する集合住宅の建築を税により抑制し、住宅のストックバランスの適正化を図ります。 また、住宅基金は、区営住宅等の大規模改修や子育てファミリー世帯、高齢者等に対する住宅施策の財源として活用します。</p>	<p>② 良質な住宅ストックの形成 建物の耐震化など災害に強い住まい、まちづくりをすすめていくとともに住宅の不燃化をすすめ、防災性を向上していきます。また、地域コミュニティと連携した防犯体制を育成していきます。 ユニバーサルデザインが普及し、安全に移動し暮らすことのできる住環境の形成を進めていくとともに、分譲マンション・賃貸マンション・戸建住宅の適切な維持管理をすすめていきます。 狭小な住戸面積に偏った住宅ストックバランスの適正化を図ります。</p>	<p>第三回審議会 柳田委員発言 高層マンションでは、コミュニティ形成、災害時の対応等課題を抱えており、踏み込んだ記載ができないか。 第七回審議会 春田委員発言 「狭小住戸集合住宅税による狭小住宅の抑制」については、後期計画事業から外されているが、やはり重要な問題ではないかと思う。 原田会長 計画事業にするかどうかを中心に検討願いたい。</p>
<p style="text-align: center;">* 計画事業ではなく、施策の方向において、狭小住戸の建築を税により抑制し、住宅ストックバランスの適正化を図る旨記載。</p>		

後期基本計画体系修正案対比表

(交通)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	
<p>政策 (3)交通体系の整備 歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。 また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立をめざします。</p>	<p>政策 (3)交通体系の整備 歩行者、自転車、自動車とみどりなどが調和した道路空間となるよう整備し、体系的な道路網を形成します。 また、既存の道路空間を有効に活用するため、道路空間を自動車から自転車やバス等の公共交通機関へ再配分するなど、地域の区民や事業者、警察その他関係機関が一体となって、自動車交通に過度に依存しない交通体系の確立をめざします。</p>	
<p>①道路・橋梁の整備と維持保全 豊島区は、4メートル未満の道路に接する住宅の割合が23区中トップの状況にあるなど、狭い道路が多く、都市基盤が脆弱な状況となっています。 災害時の延焼遮断帯や避難路となる都市計画道路の整備をすすめるとともに、身近な生活道路を地域の特性及びユニバーサルデザインに配慮しながら整備し、体系的な道路網を形成します。 また、歩行者や車両が安全で快適に通行できるよう橋梁の整備をすすめるとともに、踏切での歩行者の利便性を向上するための立体横断施設を整備します。</p>	<p>①道路・橋梁の整備と維持保全 豊島区は、4メートル未満の道路に接する住宅の割合が23区中トップの状況にあるなど、狭い道路が多く、都市基盤が脆弱な状況となっています。 災害時の延焼遮断帯や避難路となる都市計画道路の整備をすすめるとともに、身近な生活道路を地域の特性及びユニバーサルデザインに配慮しながら整備し、体系的な道路網を形成します。 また、歩行者や車両が安全で快適に通行できるよう橋梁の整備をすすめるとともに、踏切での歩行者の利便性を向上するための立体横断施設を整備します。</p>	
<p>②自転車・自動車対策の推進 放置された自転車や原動機付自転車、二輪や四輪の違法駐車は、他の通行に支障をきたしています。特に夕方や休日には増加する傾向にあり、社会問題化しています。 区民、事業所、行政が協力し、意識啓発をはじめとする対策を推進するとともに、交通安全対策も充実します。 一方、環境負荷が少ない自転車の利用を促進するため、だれもが快適に安心して自転車に乗ることができるマナー啓発や駐輪場などの環境を整備します。</p>	<p>②自転車・自動車対策の推進 放置自転車や違法駐車は、他の通行に支障をきたしています。特に夕方や休日には増加する傾向にあり、社会問題化しています。 区民、事業所、行政が協力し、意識啓発をはじめとする自転車・自動車駐車対策を推進するとともに、交通安全対策を充実します。 一方、環境負荷が少ない自転車の利用を促進するため、だれもが快適に安心して自転車に乗ることができるマナー啓発や駐輪場などの環境を整備します。</p>	<p>第三回審議会 柳田委員発言 放置されたバイクの対策も考えていただきたい。</p>
<p>③公共交通の整備 高齢化社会の進展、地球環境問題の視点から、公共交通の役割がますます大きくなっています。 身近な交通手段であるバス交通の利便性の向上を関係機関と協議していきます。</p>	<p>③公共交通の整備 高齢化社会の進展、地球環境問題の視点から、公共交通の役割がますます大きくなっています。 身近な交通手段であるバス交通の利便性の向上を関係機関と協議していきます。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(防災・治安)

修 正 案	審 議 会 提 出 案	備 考
<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	<p>地域づくりの方向 6. 人間優先の基盤が整備された、安全・安心のまち</p>	
<p>(4)災害に強いまちづくりの推進 区民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られる安心、安全の都市づくりをすすめます。また、区民生活を脅かすさまざまな災害等に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。</p> <p>①防災行動力の向上と連携 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成20年3月実施)」によると、区民の約35%が防災対策に力を入れてほしいと答えています。今後、高層マンションの増加等の最新動向、災害時の外国語対応などの新たな課題を踏まえた防災意識の普及啓発をすすめるとともに、「自らのまちは自らの手で守る」ため地域防災組織をより一層充実させていきます。また、事業所と連携して池袋駅等での混乱防止対策を推進するほか、防災ボランティアをはじめ各種ボランティア団体との協働や既存の地域防災組織との連携を強化し、地域の防災行動力の向上を図ります。</p> <p>②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備 災害時に効率かつ効果的に応急活動を実施するため、災害対策本部機能や備蓄・防災資機材等を充実させるとともに、医療機関や消防・警察などの防災関係機関相互の連携を強化します。また、近隣自治体や地方都市との防災協定をすすめ、広域的な相互支援体制を構築します。さらに、区内の各種団体との防災協定をすすめ、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制とともに、震災発生後の都市復興の手順を時系列的にまとめた「都市復興マニュアル」を整備します。</p> <p>③災害に強い都市空間の形成 区内の住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く、4m、6m以上の道路が不足していることから、震災時の延焼による大規模火災が懸念されます。災害による被害を最小限にとどめるため、木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。また、地域区民の生命を守るため、避難場所や救援センターの安全性の確保等に努めます。</p> <p>④総合治水対策の推進 近年1時間に100ミリを超えるような集中豪雨による都市型水害が発生し、大きな被害をもたらしています。そこで、河川等の整備や雨水流出抑制対策を総合的に推進し、治水機能の向上を図ります。</p>	<p>(4)災害に強いまちづくりの推進 区民のだれもが安心して日常生活を送り、災害などが発生しても市民の安全が守られる安心、安全の都市づくりをすすめます。また、区民生活を脅かすさまざまな災害等に対し、機動的かつ横断的に対応できる危機管理体制の強化を図ります。</p> <p>①防災行動力の向上と連携 「協働のまちづくりに関する区民意識調査(平成20年3月実施)」によると、区民の約35%が防災対策に力を入れてほしいと答えています。今後、防災意識の普及啓発をすすめるとともに、「自らのまちは自らの手で守る」ため地域防災組織をより一層充実させていきます。また、事業所と連携して池袋駅での混乱防止対策を推進するほか、防災ボランティアをはじめ各種ボランティア団体との協働や既存の地域防災組織との連携を強化し、地域の防災行動力の向上を図ります。</p> <p>②応急・復興活動を円滑に行う体制の整備 災害時に効率かつ効果的に応急活動を実施するため、災害対策本部機能や備蓄・防災資機材等を充実させるとともに、医療機関や消防・警察などの防災関係機関相互の連携を強化します。また、近隣自治体や地方都市との防災協定をすすめ、広域的な相互支援体制を構築します。さらに、区内の各種団体との防災協定をすすめ、復旧・復興を迅速かつ着実に推進できる体制とともに、震災発生後の都市復興の手順を時系列的にまとめた「都市復興マニュアル」を整備します。</p> <p>③災害に強い都市空間の形成 区内の住宅密集地域では、狭あい道路や行き止まり道路が多く、4m、6m以上の道路が不足していることから、震災時の延焼による大規模火災が懸念されます。災害による被害を最小限にとどめるため、木造住宅密集地域内の都市計画道路については、早期整備を図り、道路整備と併せて沿道地区の不燃化や狭あい道路の改善を行います。また、地域区民の生命を守るため、避難場所や救援センターの安全性の確保等に努めます。</p> <p>④総合治水対策の推進 近年1時間に100ミリを超えるような集中豪雨による都市型水害が発生し、大きな被害をもたらしています。そこで、河川等の整備や雨水流出抑制対策を総合的に推進し、治水機能の向上を図ります。</p>	<p>第三回審議会 柳田委員発言 高層マンションでは、コミュニティ形成、災害時の対応等課題を抱えており、踏み込んだ記載ができないか。</p>
<p>(5)安全・安心の確保 安全・安心な都市に向け、区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。</p> <p>①治安対策 区内では、犯罪発生件数が減少傾向にあるものの、ひったくり・侵入窃盗などの街頭犯罪のほか、万引き・置引き等の多発型犯罪が後を絶たない現状です。また、風俗営業等に絡む「客引き」などの有害環境が区のイメージに損失を与えています。犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、地域区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。</p>	<p>(5)安全・安心の確保 安全・安心な都市に向け、区民、事業者、警察その他関係機関と連携して、区民の自主的な防犯・事故防止活動の支援、犯罪や事故などを未然に防ぐまちづくりをすすめます。</p> <p>①治安対策 区内では、犯罪発生件数が減少傾向にあるものの、ひったくり・侵入窃盗などの街頭犯罪のほか、万引き・置引き等の多発型犯罪が後を絶たない現状です。また、風俗営業等に絡む「客引き」などの有害環境が区のイメージに損失を与えています。犯罪のない、だれもが安心して暮らせるまちを実現するため、地域区民や各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携により、地域の安全活動に取り組みます。</p>	

後期基本計画体系修正案対比表

(商工)

修正案	審議会提出案	備考
<p>地域づくりの方向 7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち</p>	<p>地域づくりの方向 7. 魅力と活力にあふれる、にぎわいのまち</p>	
<p>政策 (1)都市の魅力による集客力の向上 豊島区は、池袋副都心をはじめ、巣鴨、大塚、駒込、目白等、地域ごとに様々な特色を有しています。 人々が魅力を感じ、多くの人を訪れる都市を実現するため、それぞれの個性を生かし、ハード、ソフト両面での整備を促進します。</p>	<p>政策 (1)都市の魅力による集客力の向上 豊島区は、池袋副都心をはじめ、巣鴨、大塚、駒込、目白等、地域ごとに様々な特色を有しています。 人々が魅力を感じ、多くの人を訪れる都市を実現するため、それぞれの個性を生かし、ハード、ソフト両面での整備を促進します。</p>	
<p>②観光まちづくりの推進 豊島区は、一日の乗降客数全国有数の池袋駅を中心に多くの来街者を迎えています。文化芸術に彩られた独自の歴史を持つ区として、多様な目的を持った内外の来街者を快く受け入れ、楽しさと満足、やさしさと親しみを感じられる観光都市をめざします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>ビジター、来街者、来訪者については「来街者」に統一して記載する。</p> </div>	<p>②観光まちづくりの推進 豊島区は、一日の乗降客数全国有数の池袋駅を中心に多くの来訪者を迎えています。芸術と文化に彩られた独自の歴史を持つ区として、多様な目的を持った内外のビジター(訪問者)を快く受け入れ、楽しさと満足、やさしさと親しみを感じられる都市をめざします。</p>	<p>第4回審議会 柳田委員発言 ビジター、来街者、来訪者という言葉が使われている。わかりやすいのはどの言葉か。来街者が多く当たるかなと思う。</p>
<p>(2)産業振興による都市活力創出 全国すべての事業所を対象とした事業所・企業統計調査によれば、区内の事業所数は平成16年を境に微増していますが、依然20,000件を割り込むなど、区の地域経済は極めて厳しい状況が続いています。 人口の集中と多様な機能が集積する豊島区の特性や特徴を生かした産業の振興、育成を図り、都市の魅力と活力を創出します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>池袋駅を強調した表現を改め、豊島区全体の表現に修正。</p> </div>	<p>(2)産業振興による都市活力創出 全国すべての事業所を対象とした事業所・企業統計調査によれば、区内の事業所数は平成16年を境に微増していますが、依然20,000件を割り込むなど、区の地域経済は極めて厳しい状況が続いています。 ターミナル駅である池袋駅を中心に、多様な機能が集積する特性や特徴を生かした産業の振興、育成を図り、都市の魅力と活力を創出します。</p>	<p>第4回審議会 寺田委員、柳田委員発言 ターミナル駅の池袋駅を中心にと地域を限定したが、豊島区の特徴は政策(1)の様に、山手線5駅があることだが池袋に限定した意味はあるのか。</p>

後期基本計画体系修正案対比表

修正案	審議会提提案	備考
<p>地域づくりの方向 8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち</p>	<p>地域づくりの方向 8. 伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち</p>	<p>第7回審議会 寺田委員発言 文化や芸術など使い方がまちまちになっているのでわかりにくくなっている。</p>
<p>政策 (1)文化によるまちづくりの推進 文化は人の心を豊かにするとともに、新たな交流とにぎわいを生み出し、都市の魅力と活力の源泉となります。区内の各地域において、多様な主体による創造的な文化的活動が活発に行われるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策と結びついて、区全体が活力をもって発展することをめざします。</p>	<p>政策 (1)文化によるまちづくりの推進 文化は人の心を豊かにするとともに、新たな交流とにぎわいを生み出し、都市の魅力と活力の源泉となります。区内の各地域において、多様な主体による創造的な文化的活動が活発に行われるとともに、まちづくりや産業、福祉、教育、環境、青少年育成など諸分野の施策と結びついて、区全体が活力をもって発展することをめざします。</p>	<p>「芸術・文化」など文化と芸術を併記している部分は「文化芸術」と文言を統一して記載する。 計画事業等についても統一して記載する。</p>
<p>施策の方向 ①文化によるまちの活性化 豊島区固有の文化資源の再発見と保護に努め、その積極的な活用を図るとともに、文化関連産業等の活性化を支援します。 また、文化芸術はもとより、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策等、豊島区らしさを大切にしながら、総合的な文化政策を推進し、地域を活性化させていきます。 さらに、文化を基軸とした地域コミュニティの形成と促進を図りながら、区民一人ひとりが暮らしの中に豊かさや潤いを見出すことのできる活力あるまちづくりをめざします。</p>	<p>施策の方向 ①文化によるまちの活性化 豊島区固有の文化資源の再発見と保護に努め、その積極的な活用を図るとともに、文化関連産業等の活性化を支援します。 また、芸術・文化はもとより、まちづくりや産業、観光、教育、子ども施策等、豊島区らしさを大切にしながら、総合的な文化政策を推進し、地域を活性化させていきます。 さらに、文化を基軸とした地域コミュニティの形成と促進を図りながら、区民一人ひとりが暮らしの中に豊かさや潤いを見出すことのできる活力あるまちづくりをめざします。</p>	
<p>②新たな文化芸術の創出と創造環境の整備 質の高い創造活動を支援し、豊島区の文化芸術の全体的な質の向上と活性化を図ります。 区への来街者や他都市との文化的・創造的な交流を通じて、多様な文化芸術活動を展開し、まちづくりへ発展させていきます。</p>	<p>②新たな芸術・文化の創出と創造環境の整備 質の高い創造活動を支援し、豊島区の芸術・文化の全体的な質の向上と活性化を図ります。 区への来街者や他都市との文化的・創造的な交流を通じて、多様な芸術・文化活動を展開し、まちづくりへ発展させていきます。</p>	
<p>③地域文化・伝統文化の継承と発展 豊島区には歴史に裏づけられた文化資源が数多く存在します。芸術作品や文化財、文化芸術活動、まちのにぎわいなど、様々な文化資源の魅力をわかりやすく伝える工夫を行いながら、区の内外に発信していきます。 また、地域に根付き、育まれてきた伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域のまつりやイベントを支援していきます。</p>	<p>③地域文化・伝統文化の継承と発展 豊島区には歴史に裏づけられた文化資源が数多く存在します。芸術作品や文化財、文化・芸術活動、まちのにぎわいなど、様々な文化資源の魅力をわかりやすく伝える工夫を行いながら、区の内外に発信していきます。 また、地域に根付き、育まれてきた伝統文化の保存・継承に努めるとともに、地域のまつりやイベントを支援していきます。</p>	
<p>(2)文化芸術の振興 区民が日頃から文化芸術に親しみ、楽しむ土壌づくりを進め、文化芸術を活発化し、文化の風薫るまちをめざします。 文化芸術の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、活動の意欲の向上や交流を支えるとともに、より質の高い文化芸術創造活動への展開をめざします。</p>	<p>(2)芸術・文化の振興 区民が日頃から芸術・文化に親しみ、楽しむ土壌づくりを進め、芸術や文化を活発化し、文化の風薫るまちをめざします。 芸術・文化の担い手である区民の主体性を尊重しつつ、活動の意欲の向上や交流を支えるとともに、より質の高い芸術・文化創造活動への展開をめざします。</p>	
<p>①文化芸術鑑賞機会の充実 既存の施設を文化芸術創造の拠点としてより有効に活用するための取り組みを積極的に図り、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進めながら、区民が優れた文化芸術を鑑賞する機会を拡充します。 また、文化芸術活動団体や文化人、アーティスト等との連携により、区民が身近に文化芸術に接する機会を拡充を図ります。</p>	<p>①芸術・文化鑑賞機会の充実 既存の施設を文化芸術創造の拠点としてより有効に活用するための取り組みを積極的に図り、東京芸術劇場や民間の劇場、映画館等との連携を進めながら、区民が優れた芸術・文化を鑑賞する機会を拡充します。 また、芸術・文化活動団体や文化人、アーティスト等との連携により、区民が身近に芸術・文化に接する機会を拡充を図ります。</p>	
<p>②文化を支え、発展させる人材の育成 区民の自主的な文化芸術活動が活発に展開できるよう支援します。大学やNPO、企業等の多様な担い手と連携を図りながら、地域活動の活性化を通じて、文化の創造・推進を担う人材を育てます。</p>	<p>②文化を支え、発展させる人材の育成 区民の自主的な芸術・文化活動が活発に展開できるよう支援します。大学やNPO、企業等の多様な担い手と連携を図りながら、地域活動の活性化を通じて、文化の創造・推進を担う人材を育てます。</p>	